安芸市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが個性や生き方、性の在り方について多様性を認め合い、 誰もが人権を尊重される平和で明るく生きがいのもてる社会の実現を目指したパートナ ーシップ登録の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) パートナーシップ 二人の個人が互いを人生のパートナーとし、経済的、物理的及び 精神的に協力し、継続的な共同生活を現に行い、又は行うことを約束している関係をいう。
 - (2) パートナーシップ登録 市長がパートナーシップにある二人の個人について、申請により、安芸市パートナーシップ登録簿(以下「登録簿」という。) に登録をすることをいう。

(登録対象者)

- 第3条 パートナーシップ登録の対象となる者(以下「登録対象者」という。)は、パートナーシップにある二人の個人で、当該者の双方が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 次条第1項の申請の日において成年に達していること。
 - (2) パートナーシップ登録を受ける意思を有すること。
 - (3) 配偶者がいないこと。
 - (4) 当該パートナーシップの相手方以外にパートナーシップにある者がいないこと。
 - (5) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、登録対象者が直系血族又は3親等内の傍系血族の関係(養子と養方の傍系血族の関係を除く。)にある場合は、パートナーシップ登録の対象としない。 民法(明治29年法律第89号)第817条の9の規定により親族関係が終了した後も、同様とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、登録対象者が直系姻族の関係にある場合は、パートナーシップ登録の対象としない。民法第728条又は第817条の9の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

(登録の申請)

- 第4条 パートナーシップ登録を受けようとする者は、登録対象者の双方が連署した安芸市 パートナーシップ登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)に関係書類を 添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、原則として登録対象者双方が同時に来庁して行うものとする。

(パートナーシップ登録)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、パートナーシップ登録の可否を決定し、適当と認めたときは、登録簿に登録するものとする。

- 2 市長は、パートナーシップ登録をしたときは、安芸市パートナーシップ登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)及び安芸市パートナーシップ登録カード(様式第3号。以下「登録カード」という。)を交付するものとする。
- 3 市長は、前条第1項の申請を適当でないと認めたときは、所定の安芸市パートナーシップ登録却下通知書により当該申請をした登録対象者の双方に通知するものとする。

(通称名の登録)

第6条 市長は、パートナーシップ登録において、登録対象者が希望する場合にあっては、 当該登録対象者の氏名と併せて、通称名(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用して いると市長が認めるものに限る。)を登録簿に登録するものとする。

(登録事項の変更)

- 第7条 パートナーシップ登録を受けた登録対象者(以下「登録者」という。)は、登録申請書に記載した事項に変更があったときは、安芸市パートナーシップ登録事項変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)により、市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、変更届を受理したときは、その届出があった事項を登録簿に登録するものとする。

(登録の解除)

- 第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当したときは、安芸市パートナーシップ登録解除届兼登録証等返還届(様式第5号。以下「解除届」という。)により、市長に届け出なければならない。
 - (1) パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 登録者の双方又は一方が市外に転出したとき(登録者の一方のみが転勤、親族の看病その他やむを得ない理由により一時的に市外へ転出したときを除く。)。
 - (3) 第3条第1項第3号又は第4号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 登録者の一方が死亡したとき。
- 2 市長は、解除届を受理したときは、パートナーシップ登録を解除するものとする。
- 3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、パートナーシップ登録を解除することができる。
 - (1) 第1項第2号から第4号までに該当することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他の不正の手段によりパートナーシップ登録を受けたことが判明したとき。
 - (3) 登録証又は登録カードを不正に利用したことが判明したとき。
 - (4) その他登録を継続することが適当でないと市長が認めるとき。
- 4 前2項の規定によりパートナーシップ登録を解除された者は、その所有する登録証及び登録カードを速やかに市長に返還しなければならない。

(再交付等)

第9条 登録者は、登録証又は登録カードを紛失、毀損等したときは、安芸市パートナーシップ登録証等再交付申請書(様式第6号)により市長に申請して、登録証又は登録カードの再交付を受けることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。